

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 28 日

岐阜県監査委員	水	野	吉	近
岐阜県監査委員	長	屋	光	征
岐阜県監査委員	鈴	土		靖
岐阜県監査委員	長	縄	直	子
岐阜県監査委員	南		圭	一

# 1 令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	4	2	2	0
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	2	2	0	0
	計		8	6	2	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			2	2	0	0
指 定 管 理 者			0	—	—	—
計		2	2	0	0	
指導事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	1	0	0	
検討事項		出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	1	0	0	
合 計		13	11	2	0	

※「今回措置を講じたもの」については、令和4年1月4日に知事から通知があったもの  
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

#### 出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公立大学法人 岐阜県立看護大学	医療福祉連 携推進課	<p>業務運営において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに取組を開始し、今後は適正に処理されたい。</p> <p>平成 29 年度の地方独立行政法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 118 号）の改正を受けて、平成 30 年 4 月 1 日に「公立大学法人岐阜県立看護大学業務方法書（以下「業務方法書」という。）」を改正し、「役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）」の整備等に努めることとし、必要な規程の整備を進めるなどしてきている。</p> <p>そして、内部統制システムの整備等のうち、リスク評価と対応に関する事項については、業務方法書において、業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析等に努めるとともに、（1）リスク管理に係る事務を統括する部署の設置、（2）把握したリスクを低減するための検討、（3）把握したリスクに対する評価の定期的かつ継続的な見直し及び（4）把握したリスクに関する広報の体制及び広報における留意事項の整理といった取組を行うこととし、31 年 4 月までには（1）の取組として、総務企画課（現在の企画室）をリスク管理を含む内部統制に係る事務を統括する部署と定めている。</p> <p>しかし、上記（2）、（3）及び（4）の各取組の前提となるリスクの把握が行われておらず、これら各取組は実施されていなかった。</p>	<p>指導事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受けて確認した。</p> <p>令和 3 年 1 月 20 日付で公立大学法人岐阜県立看護大学内部統制基本方針を策定した。</p> <p>また、監査指導等を参考にリスクの把握と発生原因の分析を行い、影響の大きいものを確認項目とするチェックリストを作成した。</p> <p>今後、学内内部統制推進会議で確認項目の設定を行い、その内容を学内へ共有周知を図ったうえで、定期的な評価実施に取り組む予定である。</p> <p>なお、確認項目については各評価時の対応進捗や新リスクを勘案し、随時見直しを行う予定としている。</p>

	<p>令和元年度の決算等に係る事務処理において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 令和元年度の決算に係る事務処理について、立替金のうち令和元年7月及び8月に職員1名分の共済組合掛金を法人が立て替えた15,074円は、その後9月に当該職員から同額を徴収した際、立替金の減額処理が行われず、決算時においても確認が十分でなかったため未処理のままとなり、立替金の決算額272,606円は、15,074円が過大な誤ったものとなっていた。</p> <p>2 令和元年度12月分の「市民税・県民税（特別徴収）」について、事務処理に関する職員間の連携不足により納入が遅延し市から督促を受けた結果、督促手数料1件100円の支払が生じた。</p>	<p>指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受けて確認した。</p> <p>1の立替金の収入金に係る未処理については、令和2年4月1日付けで立替金入金振替処理を行った。</p> <p>今後は、事案発生の都度、適正かつ確実に処理対応するとともに、毎月報告することとしている合計残高試算表作成時に執行状況、残高内容確認等を行うことで、再発防止ならびに適正執行に努める。</p> <p>2の市民税納税遅延については、毎月の給与計算時に最新の市町村発行の税額通知書で支払金額を確認し手続きをするとともに、当該支払日に処理確認を実施し、再発防止ならびに適正執行に努める。</p>
--	---	--